

令和 6 年 第 3 回

釧路市議会 6 月定例会報告

6 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
鉦路市報告第6号	「令和5年度鉦路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件……………	3
鉦路市報告第7号	「令和5年度鉦路市一般会計予算事故繰越し繰越計算書」報告の件……………	9
鉦路市報告第8号	令和5年度鉦路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件……………	11
鉦路市報告第9号	「令和5年度鉦路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件……	13
鉦路市報告第10号	「令和5年度鉦路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件…	15
鉦路市報告第11号	工事請負契約変更報告の件（令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事）……………	19
鉦路市報告第12号	工事請負契約変更報告の件（令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事）……………	21
鉦路市報告第13号	専決処分報告の件（負傷事故損害賠償額の決定等）……………	23
鉦路市報告第14号	専決処分報告の件（負傷事故損害賠償額の決定等）……………	25
鉦路市報告第15号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	27
鉦路市報告第16号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	29
鉦路市報告第17号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	31
鉦路市報告第18号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	33
鉦路市報告第19号	鉦路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件……………	35

釧路市報告第6号

「令和5年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、「令和5年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和5年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（別紙）

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和5年度釧路市一般会計予算繰越明許費に係る戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業ほか11事業について、繰り越すべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

地方自治法施行令抜粋

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- (3項 略)

(別紙)

令和5年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					説明	
					既収財源		未収財源				一般財源
					特定収入	国庫支出金	道支金	収入支出金	特定繰入金		
2 総務費	1 総務管理費	戸籍情報・住民基本台帳システム改修事業	27,409,000 円	27,409,000 円	0 円	15,171,000 円	0 円	0 円	0 円	12,238,000 円	国の繰越承認事業としての実施による。
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対心 重点支地方創生 臨時交付金	754,752,000	293,920,000	0	293,920,000	0	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	20,002,000	20,002,000	0	20,002,000	0	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。
6 農林水産業費	1 農業費	施設園芸生産基盤 緊急支援事業	90,000	74,000	0	0	74,000	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左					源内				説明
					既収入 特定財源	未収出 金庫支出	収入 金繰	特定入 金	財源 債	財源			一般財源	
										国庫支出	道	市		
7 商工費	1 商工費	釧路工業技術センター 施設整備事業	5,681,000 円	5,681,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	5,681,000 円	年度内執行が 不可能となっ たことから繰 越事業として 実施する。		
7 商工費	1 商工費	観光国際交流センター 管理運営事業	9,130,000 円	8,800,000 円	0 円	0 円	8,800,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	年度内執行が 不可能となっ たことから繰 越事業として 実施する。		
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業 〔道路維持業務作業車購入 事業〕	14,687,000 円	14,092,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	14,092,000 円	年度内執行が 不可能となっ たことから繰 越事業として 実施する。		
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	84,000,000 円	84,000,000 円	0 円	48,000,000 円	0 円	0 円	0 円	35,900,000 円	100,000 円	国の繰越承認 事業としての 実施による。		
8 土木費	6 住宅費	公営住宅等建設事業	337,000,000 円	337,000,000 円	0 円	168,500,000 円	0 円	0 円	0 円	168,400,000 円	100,000 円	国の繰越承認 事業としての 実施による。		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					説明		
					既収入 特定財源	未収出金		特定入金	財源		一般財源	
						国庫支出金	道支金		繰入金			債
9 港湾費	1 港湾費	国直轄港湾工事負担金	226,800,000 円	175,545,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	45,000 円	国の繰越承認事業としての実施による。		
10 消防費	1 消防費	消防車両購入事業	63,502,000 円	63,052,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	352,000 円	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。		
11 教育費	6 社会教育費	生涯学習センター施設整備事業	34,947,000 円	33,110,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	33,110,000 円	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。		

鉏路市報告第7号

「令和5年度鉏路市一般会計予算事故繰越し繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、「令和5年度鉏路市一般会計予算事故繰越し繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和5年度鉏路市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

（別記）

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和5年度鉏路市一般会計予算に係る市道整備事業について、事故繰越しすべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（1、2項略）

- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令抜粋

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（1、2項略）

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

(別記)

令和5年度釧路市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	特定 道支金	財源 市債		一般財源	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	円 2,827,000	円 0	円 2,827,000	円 0	円 2,827,000	円 0	円 0	円 2,800,000	円 27,000	円 0	円 27,000	年度内執行が 不可能となっ たことから繰 越事業として 実施する。

鉏路市報告第8号

令和5年度鉏路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和5年度鉏路市水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和5年度鉏路市水道事業会計継続費繰越計算書

（別記）

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務ほか3事業に係る令和5年度鉏路市水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法施行令抜粋

（継続費）

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（以下略）

(別記)

令和5年度釧路市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	年度繰越額	翌年度繰越る財源		翌年度繰越る繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	現年度繰越額					企業債	損留	
1 資本の支出	1 建設改良費	愛国浄水場 浄水施設 プラント設備 工事監理業務	83,160,000	7,400,000	2,714,000	10,114,000	7,236,000	2,878,000	2,878,000	0	2,878,000	0	0
		愛国浄水場 浄水施設 土木・建築	10,945,285,000	1,797,794,000	3,980,000	1,801,774,000	1,797,142,600	4,631,400	4,631,400	3,600,000	1,031,400	0	0
		愛国浄水場 設備工事	1,633,500,000	425,700,000	2,044,900	427,744,900	425,667,000	2,077,900	2,077,900	1,600,000	477,900	0	0
		愛国内連絡 場管工事	530,200,000	140,800,000	12,100,000	152,900,000	139,370,000	13,530,000	13,530,000	10,800,000	2,730,000	0	0

鉏路市報告第9号

「令和5年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度鉏路市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和5年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和5年度鉏路市水道事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法抜粋

（予算の繰越）

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(別記)

令和5年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	配水管整備事業	円 1,616,417,000	円 0	円 1,616,417,000	円 1,040,100,000	円 316,200,000	円 260,117,000	円 0	国の繰越承認事業としての実施による。	

鉏路市報告第10号

「令和5年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度鉏路市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和5年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和5年度鉏路市下水道事業会計予算に関し、建設改良費について繰り越すべき額が生じ、及び公共下水道整備事業について事故繰越しすべき必要が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和5年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備事業	円 1,011,000,000	円 0	円 972,357,900	円 446,800,000	円 485,464,550	円 40,093,350	円 38,642,100	円 0	国の繰越承認事業としての実施による。
		特定環境保全公共下水道整備事業	92,000,000	0	92,000,000	27,100,000	46,400,000	18,500,000	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	明 説
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備事業	300,000,000	68,290,200	226,136,900	113,000,000	113,068,450	68,450	5,572,900	0	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。(地方公営企業法第26条第1項の規定による令和4年度からの繰越分)

鉏路市報告第11号

工事請負契約変更報告の件

令和5年第3回鉏路市議会6月定例会において議決を経た、令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「987,800,000円」を「1,013,452,000円」に改める。

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

(説明)

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事に關し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(契約変更の特別処分)

第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。

(1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更

(2号 略)

2 前項の規定による処置については、市長は、次の議会においてこれを報告しなければならない。

議案第66号

工事請負契約の締結に関する件

令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度堀川団地B棟公営住宅建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 987,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市春採6丁目1番5号
宮脇・向陽・浅利特定共同企業体
代表者 宮脇土建株式会社
代表取締役 濁沼英一 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和7年9月26日まで |

令和5年6月21日提出

釧路市長 蝦名大也

鉏路市報告第12号

工事請負契約変更報告の件

令和5年第3回鉏路市議会6月定例会において議決を経た、令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「167,035,000円」を「170,577,000円」に改める。

令和6年6月14日

鉏路市長 蝦名大也

(説明)

令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事に關し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

(参考)

議案第67号

工事請負契約の締結に関する件

令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事に關し、次により請負契約を締結する。

記

1	契約の目的	令和5年度堀川団地B棟公営住宅管設備工事
2	契約の方法	一般競争入札
3	契約金額	167,035,000円
4	契約の相手方	鉏路市松浦町11番3号 共立・鈴木特定共同企業体 代表者 株式会社共立 代表取締役 阿部 聡
5	工期	契約の日から令和7年9月26日まで

令和 5 年 6 月 2 1 日 提 出

鉏 路 市 長 蝦 名 大 也

釧路市報告第13号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、鳥取西児童センターにおいて発生した負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

平成26年11月19日

釧路市鳥取北8丁目3番2号 鳥取西児童センター遊戯室

2 損害賠償の額 6,830円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として6,830円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

鳥取西児童センターにおいて発生した負傷事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粋

(議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分)

第 1 8 0 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 権 限 に 属 す る 軽 易 な 事 項 で 、 そ の 議 決 に よ り 特 に 指 定 し た も の は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 、 こ れ を 専 決 処 分 に す る こ と が で き る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 を し た と き は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 こ れ を 議 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない 。

専 決 処 分 事 項 指 定 の 件

(平 成 1 7 年 1 0 月 2 7 日 議 決)

議 会 の 権 限 に 属 す る 次 に 掲 げ る 事 項 は 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 市 長 の 専 決 処 分 事 項 と し て 指 定 す る 。

(1) 市 有 財 産 に つ い て 不 法 行 為 又 は 契 約 不 履 行 が あ っ た 場 合 に お い て 、 市 が 提 起 す る 訴 訟 の 目 的 の 価 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 訴 訟 、 和 解 及 び 調 停 に 関 す る こ と 。

(2) 1 件 の 金 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 法 律 上 市 の 義 務 に 属 す る 損 害 賠 償 の 額 を 定 め 、 及 び 和 解 又 は 調 停 を 成 立 さ せ る こ と 。

釧路市報告第14号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、共栄小学校敷地内において発生した負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年6月17日

釧路市双葉町4番17号 共栄小学校敷地内

2 損害賠償の額 236,580円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として236,580円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

共栄小学校敷地内において発生した負傷事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和6年2月22日

釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎前駐車場

2 損害賠償の額 187,836円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として187,836円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第16号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和6年3月31日

釧路市貝塚2丁目6番

2 損害賠償の額 109,615円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として109,615円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第17号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、桜ヶ岡1丁目13番において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年10月4日

釧路市桜ヶ岡1丁目13番

2 損害賠償の額 198,006円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として198,006円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

桜ヶ岡1丁目13番において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第18号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日等、損害賠償の額及び相手方

番号	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償の額	損害賠償及び和解の相手方
1	令和6年3月17日	釧路市緑ヶ岡2丁目2 1番地先 市道緑ヶ岡西10号2	74,644円	別添中番号 1
2	令和6年4月1日	釧路市星が浦北4丁目 3番地先 市道星が浦西通2	40,617円	別添中番号 2

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金としてそれぞれ前項の表に掲げる損害賠償の額を負担する。
- (2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基

づき、報告するものである。

釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出する。

記

- 1 第56期事業計画に関する書類
（別紙1のとおり）
- 2 第55期決算に関する書類
（別紙2のとおり）

令和6年6月14日

釧路市長 蝦名大也

（参考）

地方自治法抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3（1項 略）

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（3項 略）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条（1、2項 略）

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

地方自治法施行令抜粋

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1 号 略)

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの
2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式
会社

(3 号 略)

(2 ~ 5 項 略)

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 1 7 3 条の 5 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定める
その経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び
決算に関する書類とする。

(2 項 略)

(別紙1)

第56期事業計画概要

令和6年4月1日から令和7年3月31日までににおける事業計画の概要は、次のとおりとする。

1 営業概要

(1) 釧路港港湾施設管理業務

釧路市が所有する下記施設の管理業務並びに当該施設に係る使用料及び賃料の納入通知書等発送事務

ア 上屋	東港区 2棟	5,454㎡
	西港区 10棟	40,997㎡
イ 上屋上敷地	東港区 2棟	7,506㎡
ウ オープンヤード	東港区	29,345㎡
	西港区	145,982㎡
エ 水面貯木場	整理水面	80,000㎡
	貯木水面	26,452㎡
オ 荷役機械	石炭荷役機械	1基
	ガントリークレーン	1基
カ 港湾敷地	中央埠頭背後	39,194㎡
	水面貯木場背後	235,918㎡

(2) 西港建設合同事務所貸室業

当社が所有する下記施設の賃貸事務

西港建設合同事務所	西港3丁目103番	1階床面積	649.48㎡
	1棟(貸事務所15室)	2階床面積	649.48㎡
		計	1,298.96㎡

(3) 釧路港西港区第2埠頭特定埠頭運営事業

当社が所有する穀物アンローダ(3基)及びその附帯施設による特定埠頭の運営

予 定 貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産		流動負債	
現金預金	612,579	未払金	196,653
未収金	106,833	預り金	314
立替金	12	仮受金	118,629
		納税充当金	511
		消費税	23,110
固定資産		固定負債	
電話加入権	80	退職給与引当金	3,600
合同事務所	9,668	借入金	3,009,508
投資	10	修繕引当金	500
穀物荷役機械	2,711,160		
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	25,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	62,517
合 計	3,440,342	合 計	3,440,342

予 定 損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

科 目	収 益	費 用	損 益
	千円	千円	千円
経常損益			
営業損益			
営業収益	870,539		
営業費		853,057	
営業利益			17,482
営業外損益			
営業外収益	30,063		
営業外費用		44,010	
経常利益			3,535
税引前当期利益			3,535
法人税			1,022
当期純利益			2,513

(別紙2)

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産		流動負債	
現金預金	594,777,362	未払金	178,639,461
未収金	140,469,329	預り金	589,409
立替金	5,865,894	前受金	748,000
		仮受金	118,630,001
		消費税	22,335,200
固定資産		固定負債	
電話加入権	80,300	退職給与引当金	3,600,000
合同事務所	10,587,704	借入金	3,175,232,000
投資	10,000	修繕引当金	500,000
穀物荷役機械	2,833,487,957		
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	25,000,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	60,004,475
合 計	3,585,278,546	合 計	3,585,278,546

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

科 目	収 益	費 用	損 益
	円	円	円
経常損益			
営業損益			
営業収益	872,980,340		
営業費用		783,502,388	
営業利益			89,477,952
営業外損益			
営業外収益	17,160,349		
営業外費用		42,267,872	
経常利益			64,370,429
特別損失		64,600,000	
税引前当期損失			229,571
法人税等			545,700
当期純損失			775,271

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

			円
株主資本			
資本金	前期末残高及び当期末残高		<u>25,000,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		60,779,746
	当期変動額 当期純損失		<u>775,271</u>
	当期末残高		<u>60,004,475</u>
利益剰余金合計	前期末残高		60,779,746
	当期変動額		<u>△775,271</u>
	当期末残高		<u>60,004,475</u>
株主資本合計	前期末残高		85,779,746
	当期変動額		<u>△775,271</u>
	当期末残高		<u>85,004,475</u>
純資産合計	前期末残高		85,779,746
	当期変動額		<u>△775,271</u>
	当期末残高		<u>85,004,475</u>

